

原子力科学研究所の定常臨界実験装置（STACY）施設の機器製作に係る
受注企業への不適合管理の指示について（第3報）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「当機構」といいます。）が進めているSTACY更新改造に係る製作工事について、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」等に基づき「物品調達に関し他の原子力事業者等と共有すべき技術情報」（第1報）として、以下の内容を令和4年7月19日に公表しました。

当該契約の受注企業（富士電機株式会社、以下「富士電機」といいます。）及びその下請企業（木村化工機株式会社、以下「木村化工機」といいます。）に次の「品質管理上の問題」があることが確認されました。

- (1) 木村化工機尼崎工場における当機構の立会検査（令和4年7月7日）において、令和4年2月に材料確認検査を行ったものと異なる部材が取り付けられていたこと。
- (2) 富士電機の事前の社内検査（令和4年7月4日）において、そのことが見逃されていたこと。

このため、当機構は、富士電機に対し、令和4年7月15日以降の当該契約に係るすべての工事を休止させるとともに、当機構と富士電機との当該契約に基づく不適合管理の実施を指示しました。

(<https://www.jaea.go.jp/04/ntokai/trouble/pdf/220719.pdf> より要約編集)

このうち、(1)について、今般、当機構は富士電機から、当該契約上の工程管理及び品質管理の理由により「木村化工機に代わり富士電機自社工場での内製としたい」との申し出を受けました。当機構は、この申し出に対し品質管理上の手続を行い、富士電機での内製を承諾しました。今回の(1)に係る是正処置（富士電機の内製による不適合の除去）と前回第2報（令和4年9月30日）で報告した(2)に係る是正処置（富士電機の検査に係る再発防止）により、本件受注企業の不適合管理が完了しました。

なお、木村化工機の不適合の調査結果については、木村化工機のホームページ^(*)に掲載されています。その中で、木村化工機から独立した専門家で構成する調査委員会により「木村化工機が取り扱う原子力関連業務の多くの案件では、本件と同様の行為に及ぶこと自体を想定し難いと判断した。」との見解が述べられています。

* 木村化工機ホームページ <https://www.kcpc.co.jp/>